

◎新潟県告示第1001号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月1日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年8月16日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
妙高市国賀二丁目200番の内、191番1、195番2、194番4、194番2、198番7、198番9、198番2の内、193番1の内、192番1の内、172番地先水路、173番地先水路、174番地先水路、177番地先水路、187番地先水路、189番地先水路、192番1地先水路、195番2地先水路、191番1地先水路、200番地先水路、195番2地先道路、194番4地先道路、194番2地先道路、198番7地先道路、198番9地先道路、198番2地先道路、193番1地先道路	6.00	144.98